

放送法施行規則等の改正案の概要

<電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 7 号）関係>

- 令和 7 年 4 月に成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 7 号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号。以下「法」という。）では、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化に関する規律の整備を行っており、改正法は公布日から 9 月以内に政令で定める日から施行することとしている。
- ついては、改正法の施行のため、放送法施行規則（昭和 2 5 年電波監理委員会規則第 1 0 号。以下改正後の放送法施行規則を「規則」という。）等を改正するとともに、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の視聴継続措置等に関するガイドラインを整備する。

（１）地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備関係

① 法第 1 1 0 条の 2 第 2 項に基づく総務省令の整備（規則第 8 6 条の 3 の制定）

法第 9 2 条第 2 項に基づき地上基幹放送事業者が視聴継続措置を講じようとする場合における法第 1 1 0 条の 2 第 2 項に基づき公表する内容等

② ①の制定に伴う規定の整備（規則第 8 6 条の 2 等）

③ 地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインの策定

（２）基幹放送事業者の認定証のデジタル化に関する規律の整備関係

① 基幹放送事業者の認定証のデジタル化に伴う規定の整備（規則第 7 0 条等）

認定証に係る規定を削除するとともに、基幹放送事業者の認定記録の作成等に係る手続や事項証明書の請求等の手続等

② ①に関し改正法附則第 5 条第 3 項の規定に基づき改正法施行前に総務大臣が通知する事項を定める省令の整備

（３）その他規定の整備

① （２）①の改正に伴う放送法における他の認定制度（特定放送番組同一化実施方針及び認定放送持株会社）の認定証に係る規定の整備（規則第 9 1 条の 9、第 1 9 1 条等）

② （２）①の改正に併せた手続関係の規定の整理

③ 文言整理や条ズレ等のハネ改正